

# 公益社団法人 広島県診療放射線技師会

## 諸規程

### 事務所規程

#### 第1章 総 則

(総則)

第1条 事務所は定款第2条にもとづきこの規程による。

(事務所)

第2条 事務所は広島市南区松川町1番15号ポエム松川303に置く。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は平成7年4月8日より施行する。
- 2 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 3 平成24年3月18日一部改定

### 組織規程

#### 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県放射線技師会（以下本会という）定款第3条に定める目的を達成するために組織の運用に必要な事項を定める。

(支部の名称)

第2条 本会の組織運用のために、県内を9つの支部に分ける、名称については次の通りとする。

- 1 西部支部

- 2 広島中央支部
- 3 北西山縣支部
- 4 南東安芸支部
- 5 呉支部
- 6 福山支部
- 7 北部支部
- 8 東広島支部
- 9 尾三支部

2 支部事務所は設けないものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和54年3月2日より実施する
- 2 平成6年9月10日第2条一部改定
- 3 平成16年5月30日第2条一部改定
- 4 平成21年6月27日第2条一部改定
- 5 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 6 平成24年3月18日一部改定

# 会費納入規程

## 第1章 総 則

(総則)

第1条 会費は定款第7条に基づきこの規程によって行う。

## 第2章 会 費

(会費)

第2条 会費の年額は、10,000円とする。

2 診療放射線技師籍取得年度の新入会員の初年度会費は無料とする。2年目より年会費10,000円を納入する。診療放射線技師籍取得2年以降の入会については初年度会費10,000円とする、再入会員の初年度会費も10,000円とし入会時に納入するものとする。

3 会費中、一定額を相互扶助基金として別に定める。

第3条 会費の納入期限は当該年度9月30日までとする。ただし新入会及び年度途中の入会者は、この限りではない。

## 第3章 会 費 免 除

(免除)

第4条 名誉会員は会費をおさめることを要しない。

2 会員で療養期間が1箇年以上にわたる者は、会費免除の取り扱いを受けることができる。

3 育児休暇を取得した者は、会費免除の取り扱いを受けることができる。

4 日本診療放射線技師会の30年勤続表彰受賞者で10万円を納入し、すでに日本診療放射線技師会の会費免除になっている会員は、61歳になる年度より広島県の会費を納めることを要しない。

(免除申請)

第5条 前条第2項の規程に基づき、会費免除の取り扱いを受けようとするものは、1箇年以上療養したことを証明する証明書を添えて本会に申請するものとする。育児休暇の場合はそれを証明するものを添えて本会に申請するものとする。

(期間)

第6条 第4条第2項の会費免除は、2箇年を超えないものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は総会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和54年3月2日より施行する。
- 2 平成4年5月31日改定
- 3 平成6年9月10日第2条一部改定
- 4 第2条2項新入会員の初年度会費については、平成7年度より実施する
- 5 平成21年6月27日第3条一部改定
- 6 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する
- 7 平成23年6月1日第2条一部改定
- 8 平成24年3月18日第2条第1項、第2項及び第3条改定並びに第4条第3項及び第5条第2項追加
- 9 平成28年3月13日第2条の2を改定、並びに第4条の4項を追加

# 役員選出規程

## 第1章 総 則

第1条 役員を選出は、役員を選出について下記の必要な事項を定め、定款第23条に基づき、役員を選出について必要な事項を定める。

## 第2章 選挙管理委員会

(設置)

第2条 役員を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

(委員の選出)

第3条 選挙管理委員会は、組織規程第2条に定めるそれぞれの支部から1名の委員を選出して構成し、委員長は互選とする。ただし定款第22条及び23条に基づく役員及び選挙の立候補者は、選挙管理委員にはなれない。

(業務)

第4条 選挙委員会は次の業務を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 役員立候補届けの受理、資格審査、候補者の告示
- 3 投票及び開票の管理と当選の確認
- 4 その総会での選挙の結果報告
- 5 その他選挙管理に必要な事項

(任期)

第5条 選挙管理委員の任期は2年とする。

## 第3章 理事及び監事の選挙

(立候補届及び推薦届)

第6条 監事及び支部から選出される理事（以下支部選出理事という）は組織規程第2条に定める支部からの立候補制または、推薦制とする。

- 2 前項に定める立候補制により立候補する監事及び支部選出理事は、所属する支部の組織規程第2条に定める支部の責任者（以下支部長という）の承認を得て、選挙管理委員会に届出ものとする。
- 3 第1項に定める推薦制により、推薦しようとする監事及び支部選出理

事は、前項に定める支部長の推薦を得て、本人の同意書を添えて、選挙管理委員会に提出するものとする。

- 4 第2項及び第3項に定める支部責任者は5ヶ年以上、本会会員としての資格を有するものうちから当該支部で選出する。
- 5 同一人による重複立候補はできない。
- 6 立候補、推薦候補の届出締切りは、第4条第1項で定める選挙の告示日以後、総会の日7日前までとする。
- 7 会員外の監事、支部選出以外の理事及び会員外の理事は、理事会の推薦を経て、総会の出席者の投票総数の有効数の過半数を得なければならない。

(立候補・推薦届出書等)

第7条 立候補届出等に必要な届出書ならびに様式は、別に定める。

(理事の定数)

第1条 定款第22条に定める定数の内組織規程第2条に規程するそれぞれの支部より選出される理事の定数は、支部ごとに定め、その総数は11名以内とする。

各支部の定数は以下の通りである

西部支部	1名
広島中央支部	2名
北西山縣支部	1名
南東安芸支部	1名
呉支部	1名
福山支部	2名
北部支部	1名
東広島支部	1名
尾三支部	1名

- 2 理事会推薦で理事に立候補できる定数は、14名以内とする。

(選挙の方法)

第2条 選挙は立候補届けのあった者について、総会に出席している会員の無記名投票にて行い、監事については連記制とする。

- 2 前条第1項及び第2項に定める理事立候補者は、総会に出席している会員により選挙する。

(投票の順序)

第10条 投票は次の順序によって行う

- 1 支部選出理事
- 2 理事会推薦理事

### 3 監事

(当選人の決定)

第11条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高点順に決定する。

2 定数最下位の者が2名以上の時は、決戦投票を行い、選出する。

(無投票当選)

第12条 各選挙を通じ、締切日を経過しても候補者が定数を越えないときは、総会において無投票で当選者を定めることができる。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

### 附 則

1 この規程は、昭和54年3月2日より実施する

2 平成6年9月10日第3条、6条、8条、の一部改定

3 平成16年5月30日8条の一部改定

4 平成21年6月27日第6条、7条及び第8条の一部改定

5 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

6 平成30年6月10日第1条の一部改定

### 表彰規程

(総則)

第1条 本会はこの規程により次の各項に該当する会員を表彰する。

2 名誉会員賞は、定款第5条第2項に基づき承認された者に送る。

3 榎殿賞は、放射線技術の学術研究開発において、特に顕著なる功績のあった者に送る。

4 奨励賞は、放射線技術の学術研究開発に関して、著しい功績のあった者に送る。

5 石井賞は、本会の発展運営に、特に長年にわたり功労のあった者に送る。

(選考)

第2条 受賞者の選考は、受賞者選考委員会が行い会長が決定する。

(受賞者選考委員会)

第3条 受賞者選考委員会は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

2 委員長は選考委員の互選とする。

(受賞者)

- 第4条 第1条第2項、及び3項の受賞者は、3名以内とし当該年度に限る。  
2 特別な場合は、物故者でも受賞者選考委員会で認めた者にはこの限りではない。

(表彰)

第5条 表彰は通常総会にて行うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない

### 附 則

- 1 この規程は、昭和54年3月2日より実施する
- 2 この規程は新公益法人移行認可がおりしだい施行する。
- 3 平成21年6月27日第1条一部改定
- 4 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 出張旅費規程

(適用範囲)

第1条 当会は、会務の執行のために出張する役員及び会員に支給する旅費実費弁償などについては、この規程に定めるところによる。

(出張旅費等)

第2条 当会より出張する旅費等については次のとおりである。

旅 費	宿 泊 費
実 費	実 費

- 2 旅費は、勤務先から、開催地までの公的機関を利用した相当額を支払う。
- 3 自家用車を利用した場合も前項と同額支給する。
- 4 宿泊料は、宿泊に要する日数を支給する。
- 5 支給額は1日当たり、レントゲン週間その他イベントは2,000～3,000円とする。

(精算)

第3条 出張後は、直ちに別表旅費明細清算書と引換えに通貨にて支払うものとする。又、前途金がある場合は、これを精算しなければならない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。



## 附 則

- 1 この規程は、昭和 54 年 3 月 2 日より実施する。
- 2 平成 6 年 9 月 10 日第 2 条一部改正。
- 3 平成 25 年 4 月 1 日第 2 条一部改正。
- 4 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 役員及び会員に関する諸謝金規程

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に削除

## 相互扶助基金運用規程

(総則)

第 1 条 この規程は、会員の相互扶助の精神に則し、会員の団結と共済を目的とする。

(基金)

第 2 条 会費のうち 200 円をもって本規程の基金とする。

(給付対象及び額)

第 3 条 給付は次により支給する。

2 結婚は会員のみの場合で、祝電及び 5,000 円とする。

3 出産は会員の第 1 子のみで 3,000 円とする。

4 死亡

(1) 会員及び会員の配偶者は、弔電、花輪 (時価)、及び 10,000 円とする。

(2) 会員の実父母子は、弔電、及び 3,000 円とする。

5 災害

お見舞いを一律 10,000 円とする。

(届出)

第4条 給付は支部理事経由で会長に届けた場合に限る

(特別給付)

第6条 第3条第5項並びにその他の給付については理事会で決定する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決定を経なければならない。

#### 附 則

- 1 この規程は昭和54年3月2日より実施する。
- 2 平成元年3月5日改定
- 3 平成元年4月1日より施行
- 4 平成6年9月10日一部改定
- 5 平成11年3月27日第2条一部改定
- 6 平成21年6月27日一部改定
- 7 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 役員報酬及び謝礼金に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）の定款第30条の規程に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、当会を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

#### **(報酬の支給)**

第3条 当会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、常勤役員俸給表（別表）に基づき定額役員報酬を支給する。

#### **(定額報酬の額決定)**

第4条 当会の常勤理事の定例報酬月額、常勤役員俸給表（別表）のとおりとする。

- 2 各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、会長が総会の承認を得て決めるものとする。

#### **(定例報酬の支給)**

第5条 定例報酬の支給日は、毎月末日とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は当該常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

#### **(公表)**

第6条 当会は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### **(非常勤役員に対する謝礼金)**

第7条 非常勤役員には、公益目的事業であるレントゲン週間イベント、中四国放射線技師協議会主催の中国サミット、公益社団法人日本放射線技師会総会に出席した者に対し謝礼金を支給することができる。

#### **(謝礼金額)**

第8条 謝礼金の支給額は1日当たり、レントゲン週間イベントは、2,000円、中国サミット・公益社団法人日本放射線技師会総会は、10,000円とする。尚、旅費交通費に関しては実費を精算し、支給するものとする。

#### **(謝礼金の支給)**

第9条 謝礼金の支給日は、各イベント終了後とし、支給方法は、法令の規定

に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該非常勤役員の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

**(改廃)**

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

**(補則)**

第11条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が総会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

- 1 この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。
- 2 平成30年6月10日一部改正

**(別表) 常勤役員俸給表**

号	月額 (円)
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000
6	350,000
7	400,000

## 記念事業講演会講師謝礼に関する規程

**(趣旨)**

第1条 この規程は5年に一度、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）の創立並びに設立記念事業として、広く一般県民に対し、医療技術や診療放射線技術を通して県民の健康福祉の向上、活性化及び予防に繋げるため当会において市民公開講座として開催された講演会につき謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

**(講師謝礼)**

第2条 謝礼金は原則一講師につき次のように取り扱う。

- (1) 大学教授による講演会謝礼金は、65,000円とする。
- (2) 大学教授による記念誌執筆料は、30,000円とする。

(3) 医師・看護師・放射線技師（当会会員含む）・その他の講演者についての講演会謝礼金は、50,000円とする。

(4) 国及び地方公共団体職員についての講演会謝礼金は、無償とする。

第3条 謝礼の支給日は、講演会終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

#### (旅費)

第4条 旅費は、謝礼とは別途に一律5,000円とする。ただし、国及び地方公共団体職員については支払わないものとする。

2 その往復の路程にかかる旅費が、5,000円を超える場合には、当該路程にかかる旅費の実費相当額を支払うこととする。

#### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### (補則)

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附則

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 記念事業積立預金規程

#### (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県放射線技師会（以下「当会」という。）の記念事業として5年に一度、放射線技術に関する式典、講演会を市民公開シンポジウム形式で開催する予算を編成するために積み立てることを目的とする。

#### (積立ての要件)

第2条 この積立は、5年毎に理事会において予算編成をし、その予算を総会に諮り、徴収した会員の会費及び入会金の中から毎年一定の額を別途銀行口座に預け入れる。

#### (取崩しの要件)

第3条 この積立預金は、記念事業開催前に、理事会の決議を経て取り崩さなければならない。

- 2 この積立預金は、記念事業の支出に充てる場合を除き、別の目的で取り崩すことはできない。

**(改廃)**

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**(補則)**

第5条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

## 研修会・講演会講師謝礼に関する規程

**(趣旨)**

第1条 この規程は、当会会員及び広島県内放射線技師に対し、放射線の管理及び障害防止の調査、放射線技術学の向上及び職業倫理の高揚のため公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）において開催された研修会・講演会につき謝礼を支払う場合において必要な事項を定めるものとする。

**(講師謝礼)**

第2条 謝礼金は原則一講師、かつ、一研修会につき次のように取り扱う。

- (1) 医師による研修会・講演会謝礼金は、30,000円とする。
- (2) 当会会員以外のコメディカルによる研修会・講演会謝礼金は、20,000円とする。
- (3) 当会会員による研修会・講演会謝礼金は、10,000円とする。
- (4) 医療機器メーカー技術担当者による研修会・講演会謝礼金は、無償とする。

**(謝礼の支給)**

第3条 謝礼の支給日は、研修会・講演会終了後とし、支給方法は、法令の規定に基づき控除すべき金額を控除し、その残額を通貨又は当該講師の指定する銀行口座に振り込む方法により支給する。

**(旅費)**

第4条 旅費は、謝礼とは別途に一律5,000円とする

- 2 その往復の路程にかかる旅費が、5,000円を超える場合には、当該路程にかかる旅費の実費相当額を支払うこととする。

**(改廃)**

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**(補則)**

第6条 この規程の実施に関する必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

**附則**

この改正は、公益社団法人への移行の登記の日から実施する。

# 会計処理・事務規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県診療放射線技師会（以下「当会」という。）の会計に関し必要な事項を定め、もって会計処理を迅速かつ正確に処理し、当会の収支の状況及び財産の状態を明らかにして、真実明瞭な報告の提供と能率的運営を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規程は、当会の会計に関する事項に適用する。

### (会計処理の原則)

第3条 会計処理の原則及び手続は、定款、この規程及び公益法人会計基準の定めによるほか一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠するものとする。

### (会計年度)

第4条 会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (会計区分)

第5条 当会の会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 体験活動、講演、相談等の事業による県民への知識の普及啓発事業
- (2) セミナー等による放射線技術学の向上のための研修事業
- (3) 放射線に関する情報を出版等により提供を行う事業
- (4) 会員に対する相互扶助事業
- (5) 会員に対する表彰事業
- (6) 管理費（法人会計）

### (会計責任者)

第6条 会計責任者は会計担当常務理事とする。

## 第2章 勘定及び帳簿



### (勘定科目の設定)

第7条 当会の会計においては、財産状態及び正味財産増減のすべての状況を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

- 2 勘定科目の名称は、「公益法人会計基準」の運用指針の財務諸表の科目に基づいて会長が別に定める。

### (帳簿等)

第8条 会計帳簿は次のとおりとする。

- (1) 主要簿
  - ア. 仕訳帳（領収書）
  - イ. 総勘定元帳
- (2) 補助簿
  - ア. 現金出納帳
  - イ. 会費明細台帳（会員管理台帳）
  - ウ. その他の補助簿
- 2 会計担当常務理事は、資産及び出納がもれなく把握される限りにおいて、文書による指示により、前項の帳簿の全部または一部を免除することができる。

### (会計伝票)

第9条 一切の取引は、会計伝票により処理し、会計帳簿は、会計伝票に基づいて記帳する。

- 2 会計伝票の種類は、入金伝票、出金伝票、振替伝票の3種類とする。
- 3 会計伝票は、その取引が正当であり、計算が正確であることを証する証拠書類（領収書）に基づいて発行し、その証拠書類（領収書）は、必ず添付しなければならない。
- 4 会計伝票は、発行者がこれに捺印し、会計担当常務理事（又は会長）の検印を受けなければならない。

### (帳簿の照合)

第10条 補助簿の金額は、毎月末日に総勘定元帳の金額と照合しなければならない。

### (帳簿の更新)

第11条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

### (帳簿書類の保存期間)

第12条 帳簿、伝票、書類の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令に定める期間がこれを超えるものについては、その定めによる。

- (1) 予算書類 10年
  - (2) 決算書類 10年
  - (3) 会計帳簿、伝票 10年
  - (4) 証拠書類 10年
  - (5) その他の書類 5年
- 2 保存期間は、会計年度終了日の翌日から起算する。
  - 3 保存期間の経過した帳簿書類は、会長の承認を受けて処分する。
  - 4 定款及び総会・理事会議事録の保存期間に関しては、永久保存とする。

### 第3章 出納

#### (金銭の範囲)

第13条 この規程において、金銭とは、現金及び預貯金をいう。

- 2 現金とは、通貨のほか、随時に通貨と引き換えることができる小切手、証書などをいう。
- 3 有価証券及び手形は、金銭に準じて扱う。

#### (出納責任者)

第14条 金銭の出納、保管に関しては、会計担当常務理事が管理を行う。

#### (金銭出納)

- 第15条 金銭を収納したときは、会計担当常務理事が特に認めた場合のほか、日々遅滞なく銀行に入れ、支出に充ててはならない。
- 2 支払いは、少額のものを除き、原則として銀行振込みによることとし、会計担当常務理事（又は会長）の承認を得て行うものとする。
  - 3 決済は原則会長決済とするが、10万円未満の支払いについては、会計担当常務理事（業務執行理事）の決済でも可能とする。

#### (金融機関との取引)

- 第16条 預金の名義人は会長とする。ただし、会計担当常務理事を払出代理人とすることができる。
- 2 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

#### (公印管理)

第17条 当会代表印及び出納に使用する印鑑は、会計担当常務理事が保管し、管理するものとする。

- 2 当会代表印は、あらかじめ会長の決裁を受けた発送文書その他のもの以外にはこれを使用することはできない。

#### (手許現金)

第 18 条 会計担当常務理事は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

#### (残高照合)

第 19 条 会計担当常務理事は、最低 2 週間に 1 回、出納締切り後、現金残高と現金出納帳の残高を照合しなければならない。

- 2 預貯金については、毎月末、預金残高と預金出納帳の残高を照合しなければならない。
- 3 前 2 項の場合において、差額のあるときは、速やかに会長に報告し、その指示を受けるものとする。

#### (現金過不足)

第 20 条 金銭に過不足が生じたときは、会計担当常務理事は遅滞なく会長に報告し、その処置については会長の指示に従うものとする。

## 第4章 固定資産

#### (固定資産の範囲)

第 21 条 固定資産とは、次の各号をいい、基本財産、特定資産及びその他の固定資産を区別するものとする。

##### (1) 基本財産

ア. 定期預金（三菱UFJ信託銀行 広島中央支店 榎殿賞・石井賞）

##### (2) 特定資産

ア. 記念事業積立預金（ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター）

##### (3) その他固定資産

ア. 敷金

イ. 什器備品

- 2 有形固定資産及び無形固定資産は、耐用年数が 1 年以上で、かつ、取得価額が 20 万円以上の資産をいう。

#### (固定資産の管理)

第 22 条 固定資産の管理は、固定資産台帳を設けて、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失があった場合は、会計担当常務理事に報告しなければならない。

**(基本財産の取扱い)**

第 23 条 当会の基本財産の取り崩しは理事会での決議を必要とする。

- 2 基本財産の運用益は、会員に対する表彰事業の収入として充てることができる。

**(記念事業積立資金)**

第 24 条 記念事業積立資金は、特定費用準備資金として 5 年毎の記念事業として積み立て、また記念事業のみに使用するものとする。

- 2 記念事業積立資金の積み立て及び使用並びに管理については別途理事会で定める。

**(物品の管理)**

第 25 条 物品として管理しなければならない消耗品、図書などの管理は、固定資産に準じて物品管理台帳を設け、管理するものとする。

- 2 物品の管理に関しては、会計担当常務理事が管理するものとする。

## **第5章 予 算**

**(予算の目的)**

第 26 条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

**(予算の作成)**

第 27 条 本会の事業計画と予算は、毎事業年度開始前に作成し、理事会の承認を得て会長が定める。

- 2 前項の事業計画及び予算は、広島県に届け出なければならない。

**(予算の執行者)**

第 28 条 予算の執行者は会長とする。

**(予備費の計上)**

第 29 条 予測しがたい支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。

**(予算の流用)**

第30条 予算の執行に当たり、会長が特に必要と認めるときは、科目相互間において資金を流用することができる。

**(予備費の使用)**

第31条 予備費を支出する必要があるときは、会長の承認を得て行い、理事会に報告しなければならない。

**(予算の補正)**

第32条 予算の補正を必要とするときは、会長は補正予算を作成して、理事会の承認を得、広島県に届け出なければならない。

## 第6章 決算

**(決算の目的)**

第33条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の損益を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

**(計算書類の作成)**

第34条 本会は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書及び次の決算書類を作成し、理事会及び総会の承認を得、広島県に届出をしなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (4) 財産目録

**(監査及び届出)**

第35条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、理事会及び総会の承認を得た後に、事業報告書とともに広島県に届出をする。

**(改廃)**

第36条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

### 附則

- 1 この規程は、平成24年9月23日から施行する。
- 2 平成30年6月10日第1条、7条、21条、23条、34条の一部改正